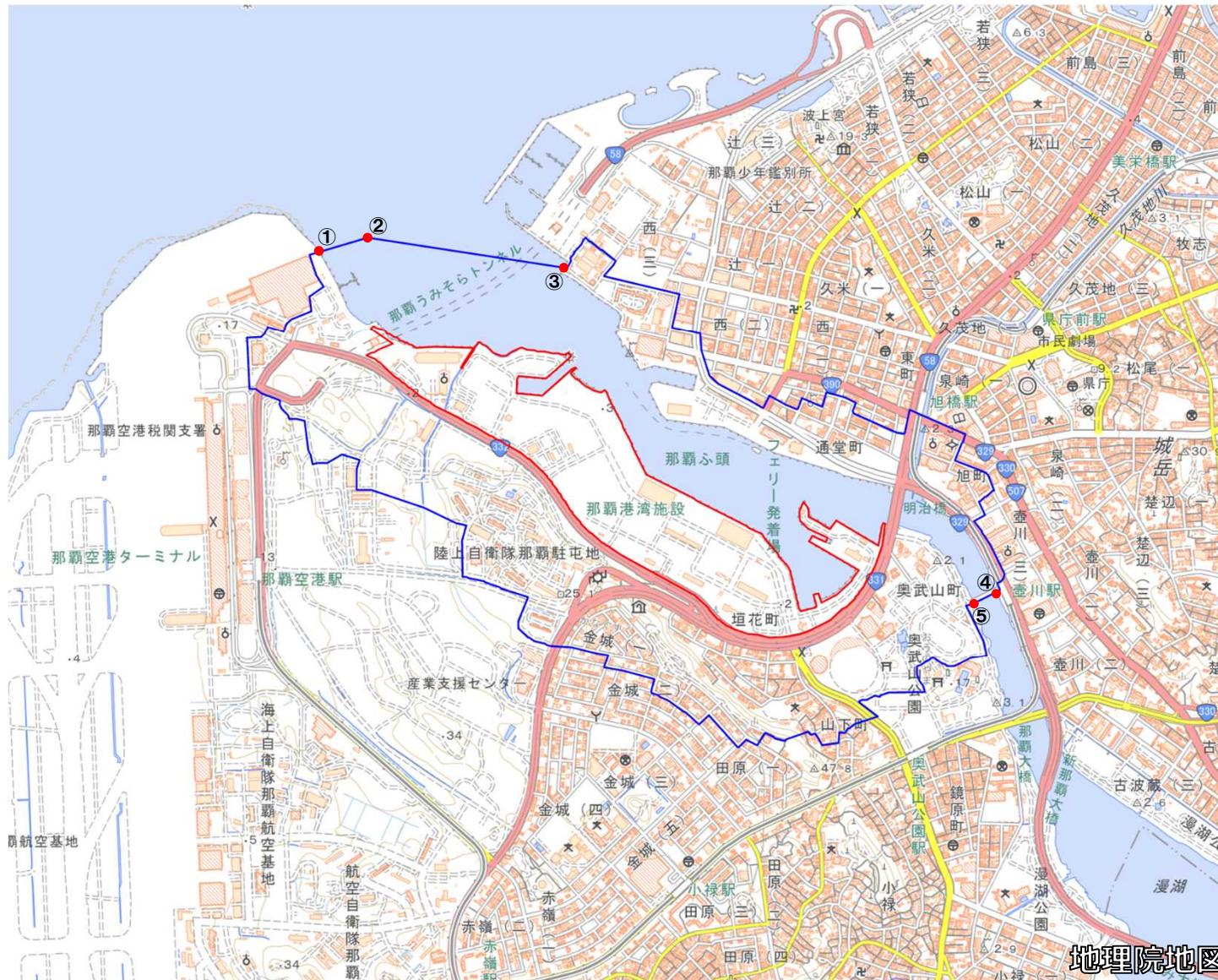


## 那覇港湾施設

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	垣花町ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、 垣花町（次の図面に示す部分に限る。）、 垣花町一丁目から三丁目まで（いずれも 次の図面に示す部分に限る。）並びに住吉 町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分 に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	旭町（次の図面に示す部分に限る。）、字 安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、 奥武山町（次の図面に示す部分に限る。）、 字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、 字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、 垣花町、垣花町一丁目から三丁目まで、 住吉町一丁目から三丁目まで、通堂町（次 の図面に示す部分に限る。）、西一丁目か ら三丁目まで（いずれも次の図面に示す 部分に限る。）、東町（次の図面に示す部 分に限る。）、山下町（次の図面に示す部 分に限る。）、金城一丁目及び二丁目（い ずれも次の図面に示す部分に限る。）、田 原一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 並びに壺川三丁目（次の図面に示す部分 に限る。）
次に掲げる点を順次に 結んだ線及び一に掲げ る点と三に掲げる点と を結ぶ海岸線により囲 まれた海域		<p>一 北緯二十六度十三分〇秒、東経百二 十七度三十九分十六秒の点</p> <p>二 北緯二十六度十三分一秒、東経百二 十七度三十九分二十二秒の点</p> <p>三 北緯二十六度十二分五十八秒、東経 百二十七度三十九分四十六秒の点</p>
次に掲げる点を順次に 結んだ線及び四に掲げ		<p>四 北緯二十六度十二分二十一秒、東経 百二十七度四十分四十一秒の点</p>

	る点と五に掲げる点と を結ぶ海岸線により囲 まれた海域	五 北緯二十六度十二分二十秒、東経百 二十七度四十分三十八秒の点
<b>備考</b>		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲 げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少 なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差 点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区 域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

## 那霸港湾施設周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

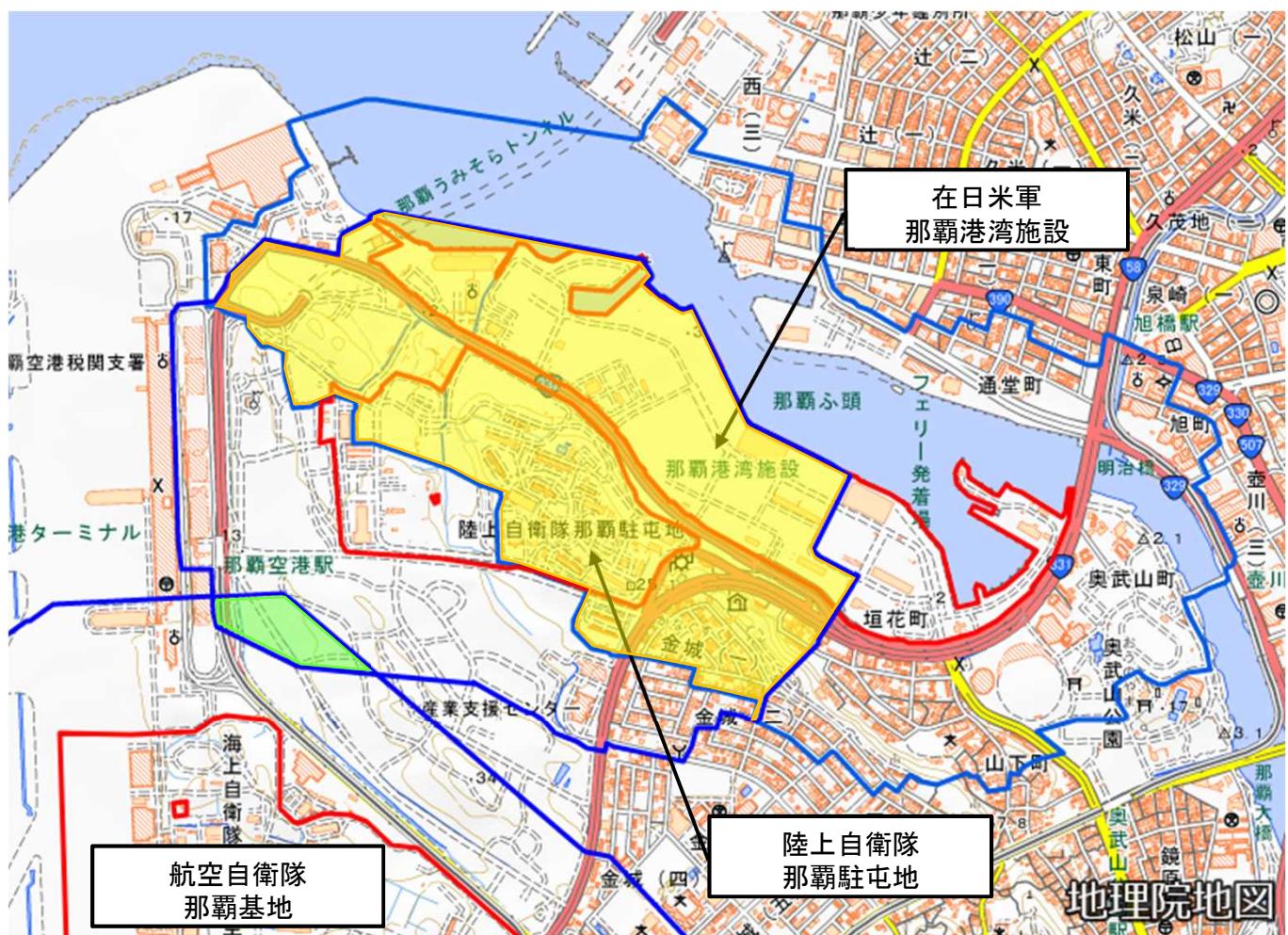
この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図  
相当の誤差を有しております。また、地図  
上に記載した区域を示す線は、データ作成  
上の誤差を含んでいます。そのため、区域  
の概略の位置を示す参考図としてご利用く  
ださい。

地理院地図

## 留意事項

「陸上自衛隊那覇駐屯地」、「航空自衛隊那覇基地」及び「在日米軍那覇港湾施設」は隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、これらの対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す対象施設周辺地域の重複部分については、両方の対象防衛関係施設について通報等の手続が必要となります。細部については、対象施設の管理者にお問い合わせください。



対象施設の区域

対象施設周辺地域

陸上自衛隊那覇駐屯地及び在日  
米軍那覇港湾施設に係る対象施  
設周辺地域の重複部分

陸上自衛隊那覇駐屯地及び航空  
自衛隊那覇基地に係る対象施設  
周辺地域の重複部分